

火災から、

「自分の大切な」を守る。

誰もが起こしたくない、被害にあいたくないと思う「火災」。しかし、市内ではここ数年建物火災の件数が増えています。自分たちの大切な命や財産を火災から守るにはどうしたらよいのでしょうか。



表① 平成 24 年月別出火件数

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
H24	3	4	9	7	4	2	4	4	4	5	4	4	54
H23	4	4	8	19	6	6	3	2	2	4	4	1	63
H22	5	2	5	6	1	4	5	4	6	1	6	1	46
H21	5	3	4	11	5	3	4	3	5	3	2	2	50
H20	2	9	12	13	4	8	3	2	2	4	7	3	69

表② 火災種別件数

	建物	林野	車両	その他	合計
H24	32	1	3	18	54
H23	29	7	4	23	63
H22	18	5	9	14	46
H21	26	1	6	17	50
H20	33	3	5	28	69

表③ 死傷者の発生状況

	死者	負傷者	合計
H24	2	4	6
H23	0	4	4
H22	3	6	9
H21	2	10	12
H20	2	5	7

表④ 平成 24 年火災発生状況

	迫町	登米町	東和町	中田町	豊里町	米山町	石越町	南方町	津山町	合計
建物	13	1	2	5	3	3	1	4	0	32
林野	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
車両	1			1				1		3
その他	5	2	1	1	2	1	2	3	1	18
合計	20	3	3	7	5	4	3	8	1	54

表⑤ 町域別出火件数

	迫町	登米町	東和町	中田町	豊里町	米山町	石越町	南方町	津山町	合計
H24	20	3	3	7	5	4	3	8	1	54
H23	14	3	2	15	7	10	4	5	3	63
H22	15	0	2	14	3	4	2	4	2	46
H21	13	5	1	9	4	8	4	5	1	50
H20	16	5	6	11	6	10	5	2	8	69

▶ 住警器には、煙感知型と熱感知型の2種類があります。逃げ遅れを防止する面では、煙感知型が有効です。設置場所は、壁か天井になります。
▶ 最近では、居間、寝室や台所など、複数の部屋に設置したものを連動させ、一斉に火災発生を知らせる無線連動型などが販売されています。それぞれの用途に合わせて選んでください。



用火災警報器（以下、住警器）があります。住宅火災による死者数の低減を目的に、平成16年に消防法が改正、同18年から施行され、戸建住宅、アパートやマンションなどに住警器の設置が義務づけられました。

現在、市内の普及率は86%（23年6月現在）で、まだ設置していない世帯があります。「台所」「全寝室」「階段」条などおりの適正な設置とすると設置率は約30%で、さらには低くなっています。

なぜ住警器が逃げ遅れ対策に有効なのでしょう。火災はいきなり火が大きくなるわけではありません。まず煙が出て火種がくすぶり続け、ある温度に達すると突然火が大きくなります。火が大きくなるまでにはある程度時間があるため、煙を感じた住警器が反応し、住人が早い段階で火災に気付くことができます。早い段階で火災に気付けば、消火作業などの行動が起きます。そして外に逃げる時間もつくれるのです。住警器を

設置することは火災から命と財産を守ることにつながります。以上のことから、住警器の設置が必要なのです。ただし、住警器を設置したからといって、必ずしも万全なわけではありません。病氣と一緒に、一番大切なのは起こさないよう予防することです。常日頃から身の回りや行動を点検しておかなければなりません。それが命や財産といった「自分の大切な」を守ることにつながっていくのではないのでしょうか。

Interview



登米市消防本部予防課
あきひろ
佐々木章弘課長補佐

住警器はいざというときのための大事な保険

住宅火災の際に気を付けなければならないのは、「逃げ遅れないこと」。煙を吸い込み一酸化炭素中毒で動けなくなるからです。最近の住宅やアパートは高气密、高断熱化が進んでいます。住んでは非常に快適ですが、火災の際は有毒ガスや煙が室内に充満しやすいのです。つまり、新しい住宅やアパートほど、逃げ遅れることが致命傷となってしまうのです。

火災はいきなり火が大きくなるものではありません。燃え始めの煙が出て間もない段階であれば、被害は最小限で済み、人が命を落とすことはありません。しかし、深夜、家族全員が寝ている状態だと、なかなか火災発生に気

付きません。そこで、人に代わって、いち早く火災に気付いてくれるのが住警器です。本市でも、住警器が鳴り、火災発生にいち早く気づき、軽い程度のぼやで済んだという事例がありました。住警器を設置することで、大切な命と財産を守ることができるのです。

新築の住宅やアパートは必ず住警器を設置していますが、既存の建物については皆さんが設置しなければなりません。住警器は「法律で義務化されたから設置する」ものではありません。皆さんの大切な命と財産を守るために、設置するものだと思います。自分たちの命と財産は自分たちで守る。そのため保険として住警器はあるのです。

近年増加している住宅火災新築住宅・アパート要注意

3、4月は、非常に空気が乾燥し、風が強くなるため、火災が発生しやすい季節です。本市でも3、4月は火災の発生率が高くなっており、特に注意が必要になります【表①参照】。

近年火災の中でも、建物火災は全国的に増加の傾向にあります。本市も過去5年間で一度は減りましたが、ここ2年ほど増加傾向にあります【表②、⑤参照】。昨年本市で発生した火災全54件のうち、約60%に当たる32件が建物火災【表②、④参照】。その中でも、住宅火災の割合が増えてきています。

住宅火災が増加している原因としては、建築資材が昔と比べて変わってきたことや、住宅内に置かれるものに、プラスチックなどの石油製品が増えていることが考えられます。また、建築資材や技術の進歩に伴い、建物の密閉度が上がっています。快適な生活ができる反面、火災時にはガスや煙が発生しやすく、室内に充満しやすい構造になっているのです。

内での火の取り扱いは、これまで以上に注意を払っていく必要があります。

火災での命取りは逃げ遅れ煙に巻かれると脱出が困難

火災発生時に焼死者が出る原因で一番多いのはいわゆる「逃げ遅れ」。「火災の発見が遅れ、気付いたときには逃げ道がなかった」や「煙から逃げられなかった」など、火災時の死因の約7割を占めています（消防庁調べ）。本市でも昨年2人の焼死者が出ています【表③参照】。住宅火災は夕食の準備時間と深夜に多く発生します。深夜は就寝中のため火災の発生に気付かないことが多く見られ、気付いたときには手遅れということも少なくありません。

火災で一番怖いのは煙に巻かれることです。火災での犠牲者のほとんどは、煙を吸い込んだことで一酸化炭素中毒になり、動けなくなったり、死亡したりしているのです。逃げ遅れの一番の原因は煙だということをお忘れなくください。

大切な命を守るツールが住警器
火災は病氣と同じで予防を
逃げ遅れを防ぐために住宅